

# ハミングバードPGC 会則

## 第1章 総則

第1条 本会は『ハミングバードPGC』と称する。

第2条 本会の目的は、会員相互の技術の交流と、共同友愛の精神と、果敢なる行動力で、パラグライダーニズムの探求に務める事とする。

## 第2章 会則

第3条 本会は、第2条に賛同する者で組織する。

第4条 会員は、意欲と情熱をもって、本会則の定める会員としての任務を遂行し得る者とし、性別・年齢・学歴の有無を問わない。但し、未成年者は保護者の承認を必要とする。

第5条 会員の構成は次の通りとする。

1. 正会員：技能証の区分なく、入会が認められたすべての会員を言う
2. 家族会員：既会員と同一世帯に住居を構える家族が会員となる場合に適用する

第6条 会員の義務は次の通りとする。

1. 富山県フライヤー連盟の会員となること（県内在住者）
2. 会費を遅延なく納入すること。会費は年額¥10,000（県連会費¥2,000 含む）とするが、途中入会者は入会月より月割りで納入すること。また、家族会員は年会費を¥7,000（県連会費¥2,000 を含む）とする
3. 会の行事には積極的に参加する事
4. その他、臨時費を分担する事
5. 本会の会員は、エリア保全活動、安全管理・対策活動に協力する事

第7条 本会への入会は、次の手続きを必要とする。

1. 本会所定の入会申込書・入会誓約書に必要事項を記入・提出し、役員会の承認を得る
2. 入会金は正会員・家族会員とも¥3,000 とする

第8条 会員は、役員会に理由を申し出て退会することができる。

第9条 会員は病気・仕事・出産等の事情により活動ができない場合は、役員会に理由を申し出て休会をすることが出来る。休会中の会費は通信費として年額¥1,000 を納入するものとする。

第10条 会員が次の各項に該当する場合、役員会の議決により脱会を命ずる事がある。

1. 会則に反する行動及び、クラブの名誉を損ねる行動があった場合
2. 会費の納入の意志がなく、1年以上未納の場合

## 第3章 役員

第11条 本会には、次の役員を置く。但し、役員の内兼任は妨げない。

会長1名 副会長2名以内 事務局1名 会計2名以内 監査役1名 委員数名

第12条 役員は、総会において会員より選出し、任期は1年とする。但し、再任・兼任は妨げない。また、役員は、その任期が終了後も、後任者との引継が完了するまでその任に当たる事とする。

#### 第4章 総会

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、すべての会員で構成される。総会の招集は会長が行い、議長は役員会で選出したものがその任に就く。また会員の4分の1の要請があれば、臨時に召集することが出来る。

第14条 総会における決議事項は、次の通りとする。

1. 年度会務報告
2. 決算報告
3. 行事計画・予算案
4. 役員の変更
5. 会則の改正
6. その他

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。但し、委任状をもって出席に代えることが出来る。また、議事の議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

#### 第5章 役員会及び例会

第16条 役員会は、会の運営及び県連との外渉を担当・推進する。

第17条 役員会は、会長・事務局・会計・その他必要な役員で構成し、必要の都度会長が召集する。

第18条 例会は、会員で構成し、役員会で召集する。

#### 第6章 会計

第19条 本会の財源及び会計年度は次の通りとする。

1. 会の財源は、会費・その他臨時の収入をもってこれにあてる
2. 会計年度は4月1日より3月30日までとする

第20条 会計は役員会の承認を得て、総会で会計報告を行う義務を有し、総会にて承認を得るものとする。

#### 第7章 補則

第21条 本会則は、平成2年4月1日より施行する。

平成3年4月1日、第5条・第7条を一部改正、第8章を付則する。

平成7年4月1日、クラブ名の改称及び第4条・第5条・第7条・第9条第10条・第11条・第13条・第14条・第15条・第8章付則(見舞金)の一部改正

平成8年4月27日、第6条第5項追加

平成13年4月21日、第9条・第11条を一部改正

平成18年4月1日、第6条を一部改正

#### 第8章 付則

(見舞金) 会員がクラブ活動中にケガをし入院を要した場合、クラブより見舞金を支給する。見舞金は¥5,000とする。但し、支給対象は次の何れかに該当する場合に限る。

1. エリア管理者がエリアをオープンしている時に発生したケガの場合。但し、明らかに危険行為が原因であると判断される場合はこの限りでない
2. クラブが主催するフライトツアーに参加中に発生したケガの場合

(慶弔金) 慶弔については、事務局に連絡があった場合(会員の一等親における)につき、慶弔金を¥5,000とする。